佐世保海軍施設

対象防衛関係施設	長崎県佐世保市	平瀬町ほか		
の所在地				
対象防衛関係施設	長崎県佐世保市	平瀬町、立神町、御船町及び金比良町(いずれ		
の区域		も次の図面に示す部分に限る。)		
対象防衛関係施設	長崎県佐世保市	平瀬町、立神町(次の図面に示す部分に限る。)		
に係る対象施設周		神島町(次の図面に示す部分に限る。)、御船町		
辺地域		(次の図面に示す部分に限る。)、金比良町(次		
		の図面に示す部分に限る。)、今福町(次の図面		
		に示す部分に限る。)、矢岳町(次の図面に示す		
		部分に限る。)、長尾町(次の図面に示す部分に		
		限る。)、泉町(次の図面に示す部分に限る。)、		
		上町(次の図面に示す部分に限る。)、元町(次		
		の図面に示す部分に限る。)、松浦町(次の図面		
		に示す部分に限る。)、湊町、常盤町(次の図面		
		に示す部分に限る。)、栄町(次の図面に示す部		
		分に限る。)、島瀬町(次の図面に示す部分に限		
		る。)、本島町(次の図面に示す部分に限る。)。		
		島地町(次の図面に示す部分に限る。)、万津町		
		及び新港町 (次の図面に示す部分に限る。)		
	一に掲げる点と二	一 北緯三十三度十分二十八秒、東経百二十九		
	に掲げる点とを結	度四十二分五十六秒の点		
	んだ線、二に掲げ	二 北緯三十三度十分二十九秒、東経百二十九		
	る点と三に掲げる	度四十二分五十八秒の点		
	点とを結ぶ河岸線	三 北緯三十三度九分五十秒、東経百二十九度		
	及び海岸線、三に	四十三分二十三秒の点		
	掲げる点から十に	四 北緯三十三度九分四十四秒、東経百二十九		
	掲げる点までを順	度四十三分二十七秒の点		
	次に結んだ線並び	五 北緯三十三度九分三十七秒、東経百二十九		
	に一に掲げる点と	度四十三分二十四秒の点		
	十に掲げる点とを	六 北緯三十三度九分三十秒、東経百二十九度		
	結ぶ河岸線及び海	四十三分六秒の点		
	岸線により囲まれ	七 北緯三十三度九分二十九秒、東経百二十九		
	た水域	度四十二分五十二秒の点		
		八 北緯三十三度九分三十一秒、東経百二十九		

度四十二分三十九秒の点
九 北緯三十三度九分三十七秒、東経百二十九
度四十二分三十四秒の点
十 北緯三十三度九分五十四秒、東経百二十九
度四十二分三十秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

佐世保海軍施設周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

団	+ ## I	田で立て	ノギャエ田	心中护	図を利	IΠ
玉	I Turi I	出り元ひ	ノガバギ	17 <u>44</u> [1]11	メンタル	ΙНН

対象施設の区域

対象施設周辺地域